

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年12月26日（月）14:37～14:58
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

- 荒川 潤 愛知県政策企画局政策調整監
- 丸山 晋二 愛知県健康福祉部技監
- 水野 達也 愛知県政策企画局企画課長
- 三寄 章司 愛知県健康福祉部保健医療局医務国保課課長補佐

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 医療ツーリズム推進上の課題
- 3 閉会

○藤原審議官 少し時間が押して恐縮でございます。愛知県の特区の関係でございます。過去2回ぐらいこの議論をしておりますが、関係の団体などからも、医療のツーリズムの関係でビザを延期することによりまして、滞在が延長されることによって治癒するケースはあるのではないかとということで御要望いただいております。専門の阿曾沼先生や原先生からも宿題が出ておりますので、そのあたりの議論を詰めていただくということでお願いできればと思います。

それでは、八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 お忙しいところお越しくございまして、どうもありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○荒川調整監 愛知県でございます。今日は、お時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、前回の宿題、御指摘への回答ということで御説明申し上げます。

○丸山技監 医療ツーリズム関係につきまして、御説明させていただきます。

医療ツーリズム関係につきましては、通常の手続では医療滞在ビザの発給に1週間程度かかるところを、即日発給しなければならないような病気やケースはどのようなものなのか、短期滞在ビザで日本に入国した外国人観光客が、病気や事故に遭ったときにそのまま日本で適切な医療を受けられる仕組みが必要ではないのかといったことについて、説明させていただきます。

資料でございますけれども、1ページを御覧いただきたいと思います。医療滞在ビザを即日発給しなければならないような病気やケースについてでございますが、二つのケースを想定しております。

一つ目のケースは、外国において発症、あるいは発症した疑いがあるから、できるだけ早期に治療を開始すれば、重症化が防げる場合でございます。具体的には、外国において疾患を発症、あるいは発症した疑いがある、または、過去に日本で治療し、帰国後に再発、あるいは再発した疑いがあるケースにおきまして、医療コーディネーター等を介して患者の医療データを提供された日本の医師が、早期に治療が必要である状態と判断した場合でございます。

想定される主な疾患といたしましては、脳血管疾患、虚血性心疾患、特発性間質性肺炎、敗血性ショック、急性胆管炎、子宮外妊娠、不正出血、膵炎などが発症、あるいは発症した疑いがあるから、できるだけ早期に治療を開始すれば重症化が防げる疾患が対象となります。

資料2ページを御覧いただきたいと思います。二つ目のケースは、日本で検診を受診した結果、早期に治療が必要であると診断されたものの、一旦帰国することとなった場合でございます。具体的には、外国人が観光ビザにより、日本で検診を受診し、治療の開始が遅れると病気が進行してしまうため、できるだけ早期に精密検査や治療が必要である結果となっても、入院等の準備のため、やむを得ず一旦帰国しなければならず、医療滞在ビザにより、再入国する必要がある場合でございます。

想定される主な疾患といたしましては、各種がん、脳血管疾患、虚血性心疾患、脳・心臓動脈瘤、急性白血病など、検診の結果、できるだけ早期に治療を開始すれば、その疾患の進行や重症化が防げる疾患が対象となります。

資料の3ページを御覧いただきたいと思います。本県での外国人患者数が最も多く、今後も受入れ拡大が期待できる中国におきましては、日本と比較して医療資源が少ないといった課題を抱えており、手術待ちが約2カ月ということもあり、その間に病気が進行することを危惧して、早期に日本の優れた治療を希望する中国人が増加しております。

続きまして、短期滞在ビザで日本に入国した外国人観光客が病気や事故に遭ったときに、

そのまま日本で適切な治療を受けられる仕組みが必要ではないのかとの御指摘でございます。資料の4ページを御覧いただきたいと思えます。

法務省名古屋入国管理局に聞きましたところ、このようなケースにおける現行での対応といたしましては、医師の判断で帰国できない状態であれば、在留期間の延長もしくは在留資格の変更が特例措置として認められているとのこととございました。

5ページに行きまして、国家戦略として医療ツーリズムを推進し、他の医療ツーリズム先進国と渡り合っていくためには、当初から治療や検診などを目的に来日する外国人の受入れを増やすだけではなく、日本滞在中に不測の事態に見舞われた外国人にも、そのまま日本国内で時機を逸することなく治療を行い、日本の優れた医療を提供する機会をできる限り拡大することが必要となります。

こうした課題認識のもと、短期滞在ビザで日本に入国した外国人観光客等が病気や事故に遭ったときや、観光ビザにより日本で検診を受けた外国人が一旦帰国することなく治療を受けることを望んだときには、そのまま日本で適切な医療を受けられるよう、帰国できない状態である場合の人的配慮に限定することなく「医療ツーリズム推進」という国家戦略的な観点から、帰国できる状態であっても在留期間の延長や在留資格の変更を認める旨の提案を追加することといたしました。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○八田座長 ありがとうございます。

阿曾沼先生のほうから、何か質問をお願いいたします。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

具体的に事業として実施したいという医療機関は、具体的にはどこになるのでしょうか。

○丸山技監 藤田学園の藤田保健衛生大学とそのグループを第一に想定しております。

○阿曾沼委員 藤田学園の先生方は、具体的に必要だとおっしゃっているんですね。

○丸山技監 色々と相談しながら、早目にビザの緩和をお願いしたいということ。

○阿曾沼委員 ところで、現実的に中国の患者を受け入れられなかったというケースが今までにあったのでしょうか。

○丸山技監 主に検診で、本当はそのまま引き続き治療したかったのですが、やはり帰って、その後の再入国が非常に難しかったというケースは経験されております。

○阿曾沼委員 そうですね。膵臓がんだとか脳の梗塞が見つかったりした場合、早期に治療が必要との判断も当然ありますね。患者の希望があつて必要性もあるだろうと思えます。検診を受けられたり、旅行で来られた患者をまず対象にするということで、特例を設けることは実効性があるのだろうと思えます。

従来の説明であった、中国にいる救急対応が必要な患者たちの治療のために、日本に来て医療を受けるということには、どうしても実効性に関して疑問もありました。

○丸山技監 先生がおっしゃることはもっともで、大変恐縮なのですが、主に中国の富裕層を対象にして、医療コーディネーターからコンサルトを受けた藤田学園の医師が、

早期に治療する場合は受けていきたいということでございます。全ての中国の皆さんを対象にしているわけではございません。

○阿曾沼委員 中国のエージェントの方々の話には、必ず「富裕層」と枕詞が付きますね。富裕層に限らず日本の医療を受けたいという方は多くなっていると思いますが、救急患者を受け入れるということをオペレーショナルな業務として対応するのは非現実的ですよ。その辺、何かございますか。

○丸山技監 先生のおっしゃることはもっともで、藤田学園のほうから一番言われていることは、やはり検診で病気が見つかったので、それを治療したいのですけれども、本当に人工呼吸器とか付けているような人は、当然そのまま医療滞在ビザとかでいいのですけれども、それ以外はなかなかできず、帰れるのであったら帰ってもらって、再入国が難しいということがメインであることは先生がおっしゃるとおりでございまして、まだ救急医療までやるということは想定はされていない状況でございまして。

○阿曾沼委員 そうすると、この4ページにおっしゃっているように、人道的に特例で認められているものを、愛知県と藤田学園とが組んで、検診において何か問題があったらすぐ治療できるという仕組みを作っていくことにポイントを絞られるほうがいいのではないのでしょうか。

○丸山技監 ありがとうございます。まずはそういう点で特区が認められれば、大変にありがたいことだと思っています。

大変恐縮ですが、せっかく追加を持ってきたのですけれども、よろしゅうございますか。それでは、追加資料の2ページ目を御覧いただきたいのです。

国との協議を経て、愛知県が指定しました特定医療機関が、早期に治療する必要がある外国人患者に係る「要早期治療確認書」を在外公館に提出した場合、手続の簡素化や申請書類の簡素化により、ビザの申請を受理した在外公館は、即日発給を目指し、できる限り迅速な審査を行うことといたします。

今後さらに具体化すべき点もございまして、医療ツーリズム推進に向け提案させていただきました。こちらのほうは、要するに手続の簡素化もできればお願いしたいということでございます。

○阿曾沼委員 これは、国家戦略特区で実施したいということですね。

○丸山技監 特区でお願いしたいと思います。

○阿曾沼委員 特区でということですね。分かりました。

再度確認ですが、1ページ目における外国において発症した患者の救急対応については、当面は考えないという認識でよろしいですか。

○丸山技監 検診を受けて、治療が必要になった人の場合、なるべくビザの延長の場合には円滑にということをお願いできればと思います。

○阿曾沼委員 これらの御提案は専門の医療者と御相談されてのものでしょうか。例えば、くも膜下出血や心筋梗塞、また交通事故等の救急対応必要な患者を受けるのは現実的には

対応困難ですからね。疾患も限られてしまうでしょうね。

○丸山技監 これは一応私どもの医系技官は臨床をやっていた者もおりますので、そこら辺と地域医療支援センター長とかに相談して、疾患のことで先生のほうで大変色々指摘されたということで、一生懸命考えたのでございますけれども。

○阿曾沼委員 本当にこれが必要であれば、もっともっと大きな仕組みを作っていけないだろうと思いますし、仕組み作りも大変ですね。

新しい御提案の中で、検診に来て、早期発見で早期治療を必要とした場合に、すぐに別途で入院をして精密検査をして、そして、手術をするなどということは必要性が高いと思います。その手順が非常に簡素化されることは必要だと思います。

○八田座長 今のお話では、一旦こちらへ来て、病気が発症したなり治療された人ということなのですけども、その場合も先ほどの法務省の見解では、一応特例でビザの延長とかをやってくれているということですね。

○丸山技監 多分それは本当に人工呼吸機、挿管といった状態で、もう飛行機に絶対乗れないような人だけで、重大な病気ではあるのだけれども、何とか帰れる人は帰ってもらっているということです。

○八田座長 観光ビザは何週間ぐらいなのですか

○丸山技監 14日から30日とかです。それ以上はございません。

○八田座長 30日を超えてしまうと困るということですか。

○丸山技監 ええ、困るということです。

○八田座長 なるほど。それを延ばせるようにしたい。その判断は病院でやれるようにと。

○丸山技監 もちろん全ての病院というわけではなくて、藤田学園グループという特定の医療機関ということになるかと思っておりますけれども、それを愛知県に申請して、お認めいただければありがたいと思っております。

○八田座長 上限はどのくらいをお考えなのですか。

○丸山技監 具体的には、まだこれから。

○八田座長 治療が続く限りですか。

○丸山技監 急性期を脱するまでだということで、3カ月とかそのぐらいです。

○阿曾沼委員 医療ツーリズムは本当に重要なテーマですが、日本の医療ツーリズムの最大の問題は、患者の希望や安易なプログラムで動いていることが多いように感じています。例えば、がんの手術を希望され対応したとしても、患者の経過観察や再発予防等、また再発後の対応等長期戦となりますが、本来は中国等の本国の医療機関としっかり医療連携して経過観察などを十分にしない限り、本当に患者のためにならないのではないかと思います。母国に主治医が居ないケースも多いでしょうから。

今回の件でもそうですが、藤田学園が緊急対応的に手術や処置をされるのは良いのですが、経過観察等必要に応じて中国の医療機関との医療機関連携をきちんとやっていただくことも非常に重要だと思います。それができるようになれば、国家戦略特区として実施す

る意義は大きいと思います。

藤田学園が中国の医療機関との連携をして対応できれば、とても良い実証実験となると
思います。

○八田座長 中国とそのようにネットワーキングするための規制の障害は、どのようなもの
があるのですか。

○阿曾沼委員 規制の障害はビザの問題だと思います。

○八田座長 30日以内なら、また観光ビザでやってくるのが可能なのですか。

○阿曾沼委員 そうですね。

○丸山技監 ただ、再入国が非常に時間がかかると聞いております。

○八田座長 そうですか。では、そこに関しても手続の簡素化が必要なのですね。

○丸山技監 是非お願いしたいと思います。

○八田座長 こちらで見つかった人の滞在期間を延ばすことと、一旦帰った場合に再入国
することを簡単にする。

○丸山技監 それが、こちらの先ほどのパワーポイントの2ページのところの、一定の経
済力を有することを証明する銀行残高証明書とか、本人確認のための書類とか、そこら辺
を省いていただければと思っております。

○八田座長 分かりました。

そうすると、ネットワークも作りやすくなるということですね。

○阿曾沼委員 そうですね。

○八田座長 あと、事務局からは何かありますか。

○藤原審議官 阿曾沼先生からお話がありましたように、本当に深刻な病気をここに挙
げていいのかという議論があると思います。そのあたりを現実性のある事例にしていた
いたほうがいいと思いますので、検討を引き続きいただければありがたいと思います。

○阿曾沼委員 もう一つ、銀行の残高証明書は、富裕層だからいいという議論かもしれま
せんが、中国人の方は基本的には自由診療になりますね。通常診療報酬の2から3倍かか
ります。手術、抗がん剤治療や術後放射線治療も必要かもしれませんし、入院費を加え
ると軽く1,000万円を越えるのはザラのこととなります。そういう現実も踏まえて、やはり少
し精緻された計画を立てられるといいかと思えます。

藤田学園ではダヴィンチでの手術も実績があり、御希望が多いと思いますが、これも2
から3倍かかりますからね。

○荒川調整監 数百万円取りますね。

○阿曾沼委員 そうですね。

○丸山技監 最初に出して、また再入国のときにもう一回出すということ。

○阿曾沼委員 分かりました。

○八田座長 そうしたら、基本的には先ほどのように、最初から向こうが急性の病気で来
るというようなケースは除いて、むしろこちらで分かった病気についてという対応をする。

そういうことですね。

どうもありがとうございました。

○阿曾沼委員 藤田学園の先生方とよく相談してください。

○丸山技監 よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。